

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年7月6日）

提案課名 総合政策課

報告者名 岩渕 哲朗

事案名	県平塚保健福祉事務所秦野センターの移転に係る覚書について	資料 無
提案趣旨	<p>県平塚保健福祉事務所秦野センター（以下、「秦野センター」という）の寿町市有地への移転・再整備に関し、県による事業着手（調査設計業務）に先立ち、双方が事前に確認・履行すべき事項について、次のとおり覚書を締結するものです。</p>	
概要	<p>【覚書の骨子】※本市の要望書を踏まえて県と協議したものの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市は、寿町市有地を甲に無償で貸し付ける。この場合において、本市は、土地の整形化及び隣接民地との境界の確定に努める。 2 市有地の貸付期間は30年間とするが、協議のうえ更新することができる。 3 貸付終了後は更地返還とするが、本市が県施設の使用を希望する場合は無償で引き受ける。 4 県は、秦野センターの再整備に当たり、地域コミュニティの拠点として活用することができる会議室等、地元貢献機能の確保に努める。 5 現在地の土地・建物を県自ら利活用しない場合において、本市が土地及び建物の使用を希望するときは、本市に譲渡する。 6 将来、本市が周辺公共施設のあり方を検討する際は、県市それぞれの施設の連携が図られるよう協力する。 	
経過	<p>令和2年3月11日 政策会議において、秦野センターの移転を寿町市有地で検討していただくよう、県に公文書で要望することを決定</p> <p>〃 4月以降 新型コロナウイルス感染症の影響で、県との調整が一時中断</p> <p>〃 9月以降 県議会、市議会において、秦野センターの取扱いについての質疑あり</p> <p>令和3年2月 市長が施政方針で秦野センターの移転・建替えの検討に対して、寿町地内の市有地への誘導を図る旨を表明</p> <p>〃 3月 県が県議会厚生常任委員会で秦野センターについて、寿町市有地を移転候補地として借り受け、再整備する旨を報告</p> <p>〃 5月6日 部長会議において県に要望書を提出することについて報告</p> <p>〃 5月14日 議員連絡会において県に要望書を提出することについて報告</p> <p>〃 5月27日 県に要望書を提出</p> <p>〃 6月以降 要望書を踏まえ県と覚書の内容について協議</p>	
今後の進め方	<p>令和3年度中 覚書締結後、議会へ情報提供 県が行う秦野センターの移転に係る事業（調査設計業務等）への協力</p> <p>令和4年度以降 秦野センターの建築工事前に土地使用貸借契約を締結</p>	